

## 第1章 緑の現況と課題

---



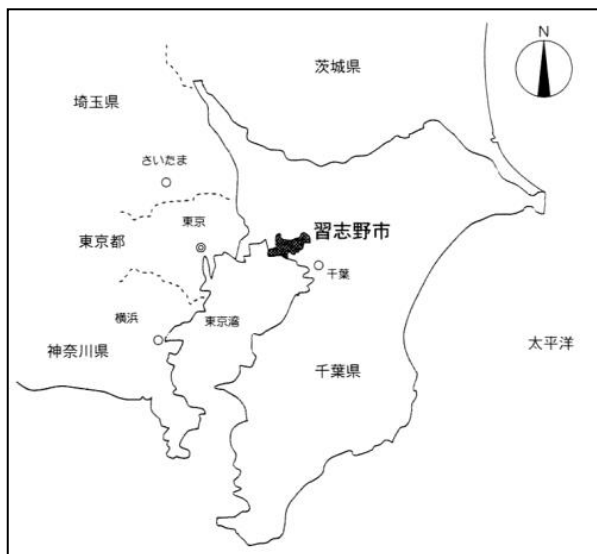
# 1. 習志野市の概況

## (1) 位置・面積・人口

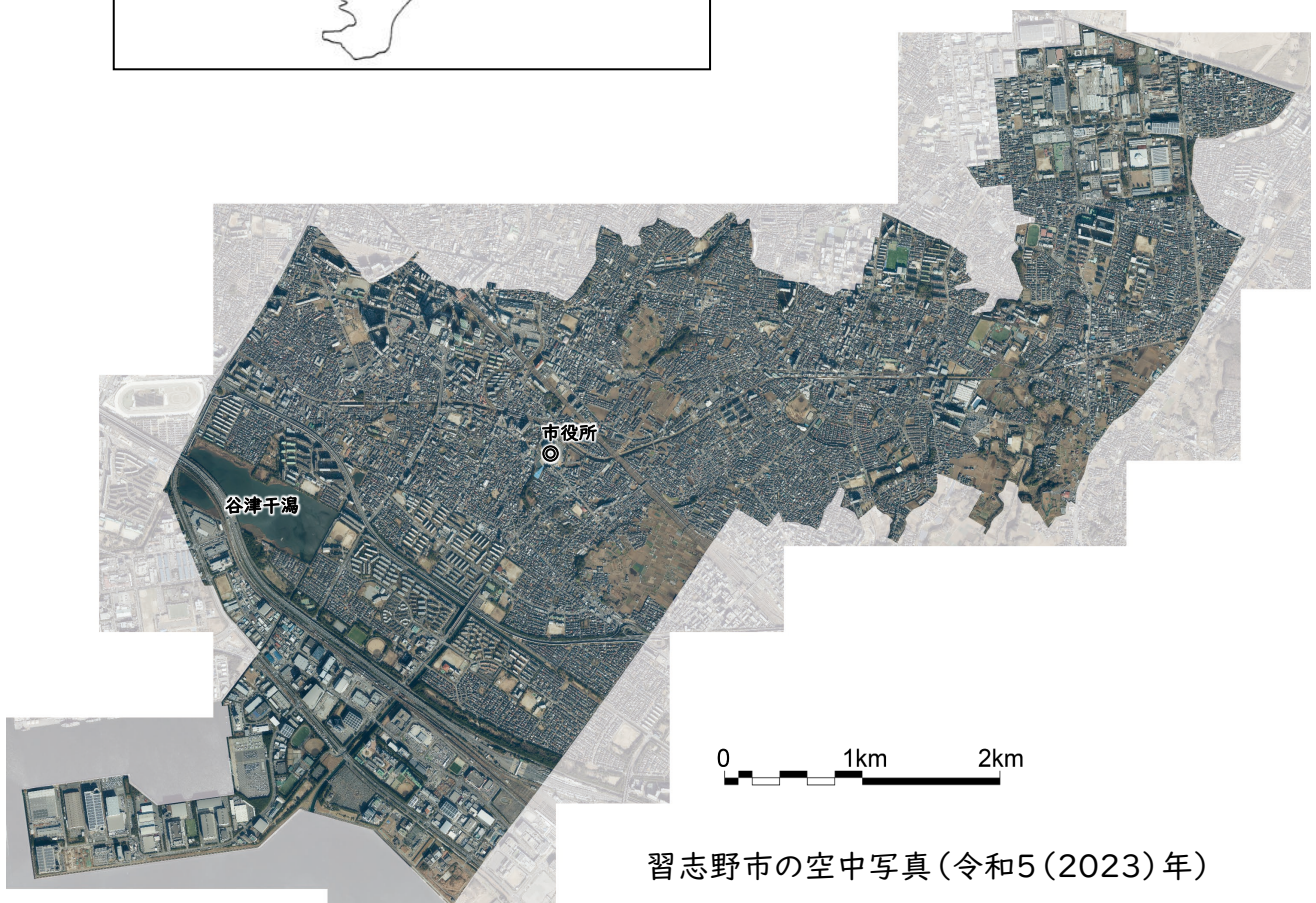
本市は、千葉県の北西部に位置し、東京都心から約30km圏にあり、東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面しており、海岸線は千葉港(東京湾)の一部を形成しています。

総面積は2,097haであり県内の市町村で4番目に小さく、内陸部の自然地形と臨海部の埋立地からなっています。

令和7(2025)年3月末現在の人口は約17.5万人であり、経年的には増加傾向が続いています。



面積・・・2,097ha  
東西幅・・・8.9km  
南北幅・・・6.2km  
海抜・・・0.8m～30.6m



習志野市の空中写真(令和5(2023)年)

## (2) 地形

本市の地形は、大きく分けて内陸部の自然地形と平坦な埋立地から形成されています。

内陸部は、台地・段丘斜面・谷津地形\*・海岸平野と、変化のある自然地形が形成されています。地形条件の厳しい段丘斜面や谷津地形等には緑が今なお残されており、都市にうるおいを与えています。

埋立地は、公園緑地が計画的に整備され、市内では緑の量が多い地域となっています。また、ラムサール条約\*の登録湿地である谷津干潟は、本市の特徴の一つとなっています。

## (3) 植生

本市に存在する植物種としては千葉県内陸部で生育している植物種がほとんどであり、樹林の構成は常緑広葉樹と落葉広葉樹が混在したものが主で、自然林を構成する代表的なものは前者ではスタジイ、タブノキ、シラカシ、後者ではケヤキ、エノキ、ムクノキ等が見られます。

しかし、そのままの形で残っているところは少なく、ほとんど人工林であるうえ、本市は緑に乏しいため社寺林や屋敷林等が貴重な存在となっています。

## (4) 動物相

本市の哺乳類は、都市化の進んでいる関東地域での一般的な種構成をしており、ネズミ類、コウモリ類、モグラといった種が中心となっています。

鳥類はヒヨドリやムクドリ等の都市域の鳥類としての位置づけを有するものがほとんどですが、国指定鳥獣保護区\*及びラムサール条約登録湿地となっている谷津干潟周辺では水鳥を中心とした種類が多く、特に渡りの季節には種類、数共に増加します。

その他に昆虫類は、平地性の種が目立ち、一般的に市街地でみられる種が優占種として確認されています。

## (5) 水系

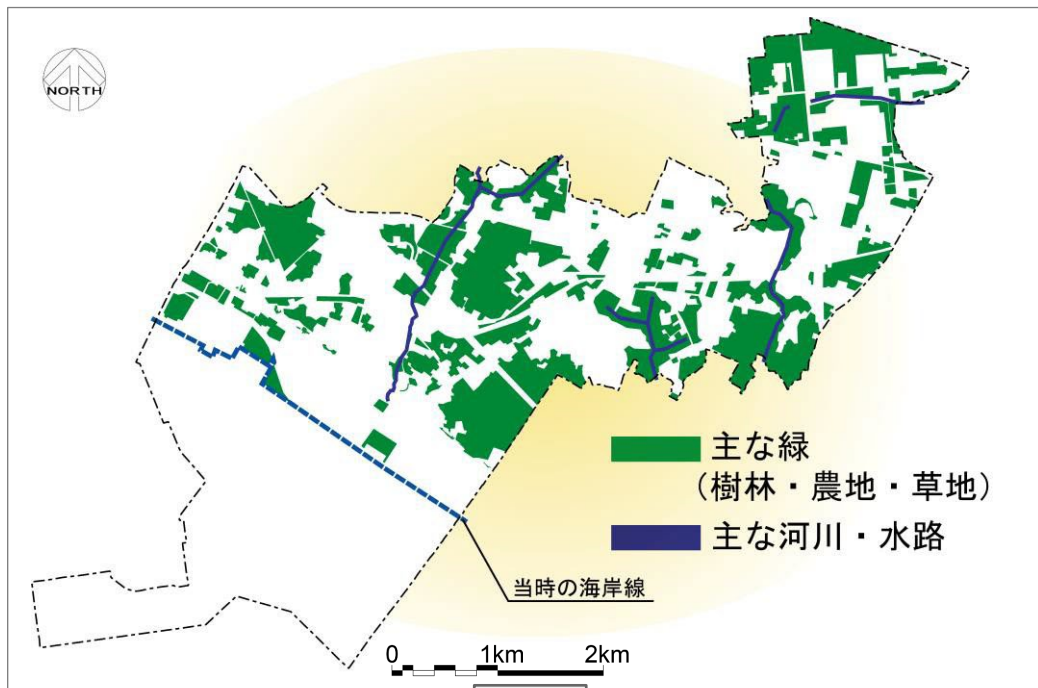
本市の河川は、二級河川\*の谷津川・菊田川があります。また水路として、浜田川雨水幹線等があります。

海域は、湾内という閉鎖性水域\*の特殊条件もあり、赤潮\*や青潮\*が発生しています。

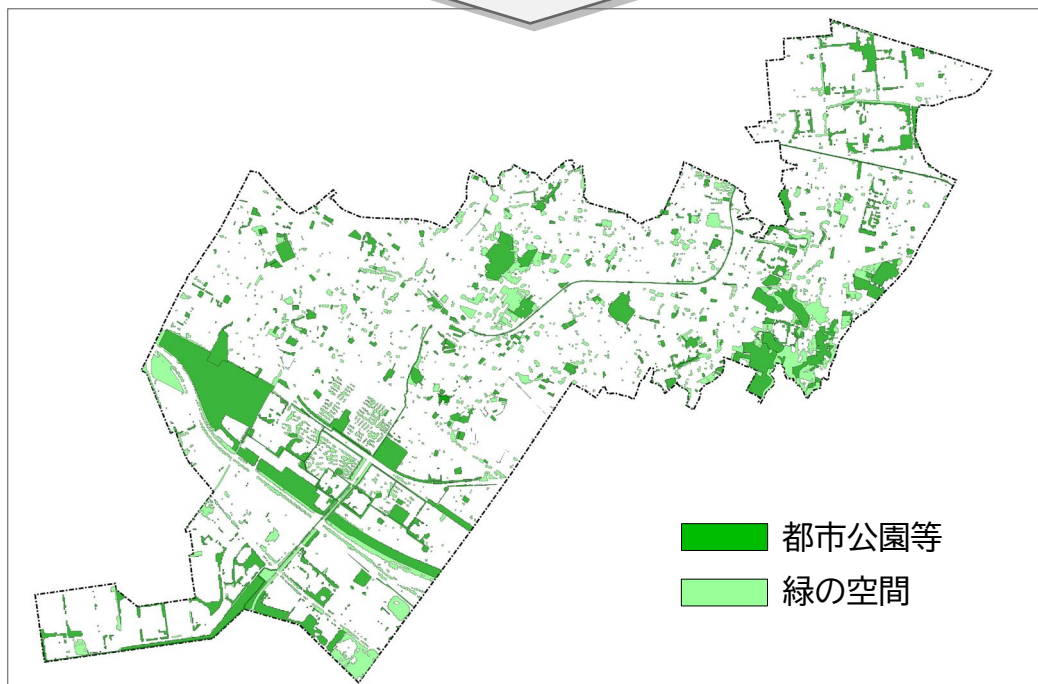
また、市内のところどころで湧水\*が確認されています。

## 2. 緑の変遷

昭和44年頃は、緑も比較的残っており、現在の秋津・茜浜地区等の埋立地もなく自然海岸も残っていました。その後、首都圏の急激な人口の増加と、それに伴った周辺都市部のベッドタウンとしての宅地開発により、本市も例外にもれず自然が急激に少なくなってきました。また、埋立て事業に伴い自然海岸もみられなくなってきました。



昭和44(1969)年の習志野市



現在の習志野市

### 3. 緑の現況量

#### (1) 緑地の現況量

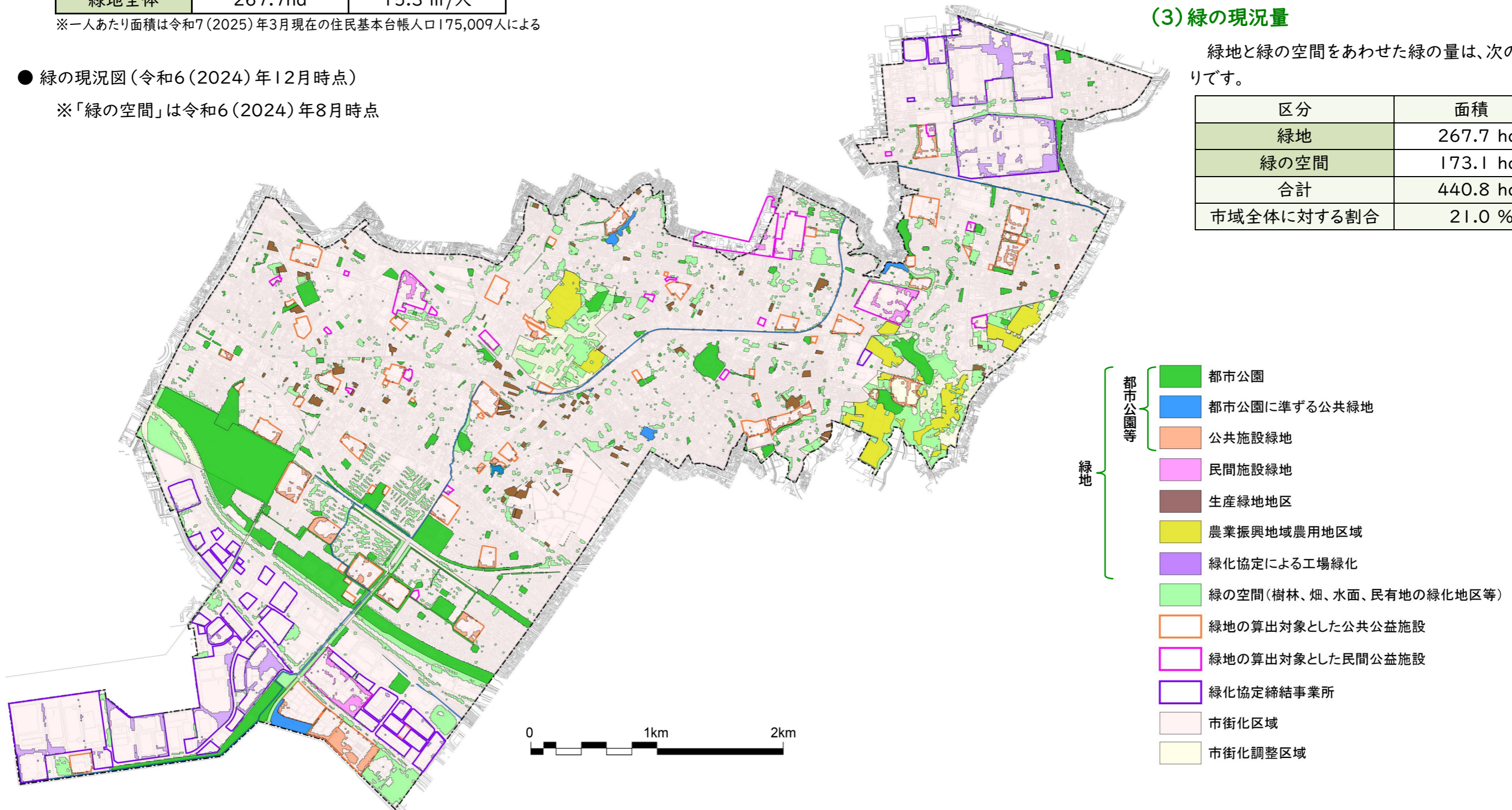
本市の都市公園、都市公園等と緑地の面積、及び市民一人あたりの面積は次のとおりです。

区分	面積	一人あたり面積
都市公園	118.6ha	6.8 m <sup>2</sup> /人
都市公園等	158.1ha	9.0 m <sup>2</sup> /人
緑地全体	267.7ha	15.3 m <sup>2</sup> /人

※一人あたり面積は令和7(2025)年3月現在の住民基本台帳人口175,009人による

#### ● 緑の現況図(令和6(2024)年12月時点)

※「緑の空間」は令和6(2024)年8月時点



市街化区域\*及び都市計画区域\*に対する緑地の割合は次のとおりです。

区分	市街化区域 (1,905ha)	都市計画区域 (2,097ha)
緑地の面積	202.8ha	267.7ha
緑地の割合	10.6%	12.8%

#### (2) 緑の空間の現況量

緑の空間の現況量は次のとおりです。

	面積
合計	173.1 ha

#### (3) 緑の現況量

緑地と緑の空間をあわせた緑の量は、次のとおりです。

区分	面積
緑地	267.7 ha
緑の空間	173.1 ha
合計	440.8 ha
市域全体に対する割合	21.0 %

## 4. 緑の評価

都市において緑が果たす役割を、『環境保全』『レクリエーション』『防災』『景観形成』の4つの系統に分けて評価します。

系統	評価の視点
環境保全	①都市の骨格、軸となる緑 ②自然環境の保全に役立つ緑 ③生活環境の向上に役立つ緑
レクリエーション	①日常的な憩い・レクリエーションの場となる緑 ②地域資源や貴重な自然とのふれあいの場となる緑 ③ネットワーク*を形成する緑
防災	①一時避難場所・避難路となる緑 ②災害を軽減するために役立つ緑 ③公害を緩和するために役立つ緑
景観形成	①自然的・歴史的景観としての緑 ②身近な景観を美しくする緑 ③うるおいと彩りを与える緑

## (1) 環境保全系統の緑の評価

### ① 都市の骨格、軸となる緑

評価の内容	具体的な緑
まとまりのある豊かな緑は、都市の骨格、軸を形成する要素として極めて重要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園）</li> <li>● 谷津干潟</li> <li>● ハミングロード*</li> <li>● 実花緑地</li> <li>● 茜浜緑地、海浜公園</li> <li>● 地区公園</li> <li>● 藤崎森林公園</li> </ul>

### ② 自然環境の保全に役立つ緑

評価の内容	具体的な緑
貴重な野生動植物の生息・生育地となっている緑や、市内に残された地域の個性を形成する緑は、自然環境の保全・継承に役立ちます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 谷津干潟</li> <li>● 実籾本郷公園、実籾自然保護地区*</li> <li>● 都市環境保全地区*</li> <li>● 社寺林・社寺境内地</li> <li>● 斜面林</li> <li>● 市街化調整区域*の農地</li> <li>● 習志野の森</li> <li>● 谷津川・菊田川</li> </ul>

### ③ 生活環境の向上に役立つ緑

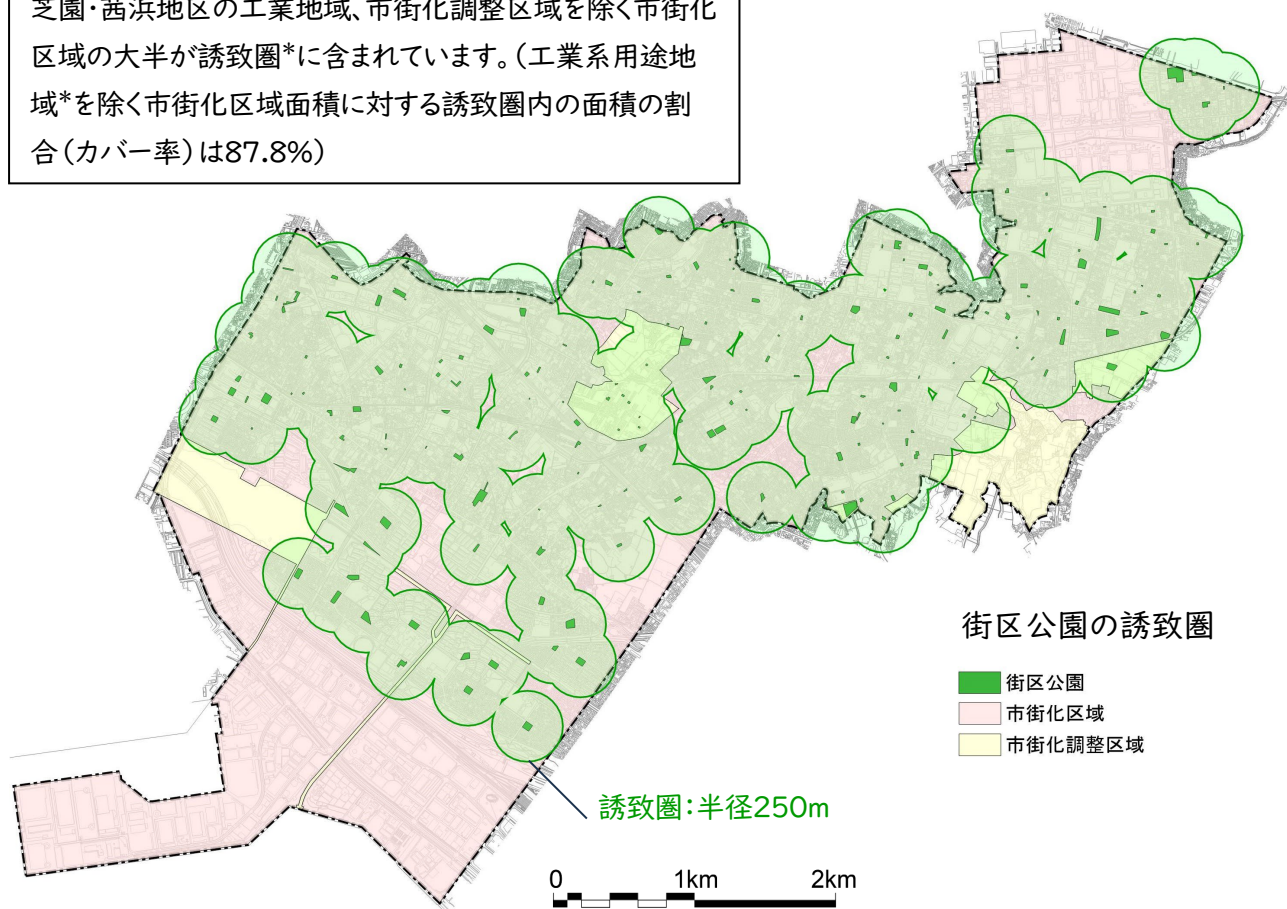
評価の内容	具体的な緑
身近な公園・緑地や街路樹、生活の場となる住宅地等の緑は、緑陰の提供や気温上昇の抑制等、日常の生活環境の向上に役立ちます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近隣公園、街区公園</li> <li>● 住宅や団地の緑</li> <li>● 街路樹のある歩道</li> <li>● 緑道</li> <li>● 生産緑地*</li> </ul>

## (2)レクリエーション系統の緑の評価

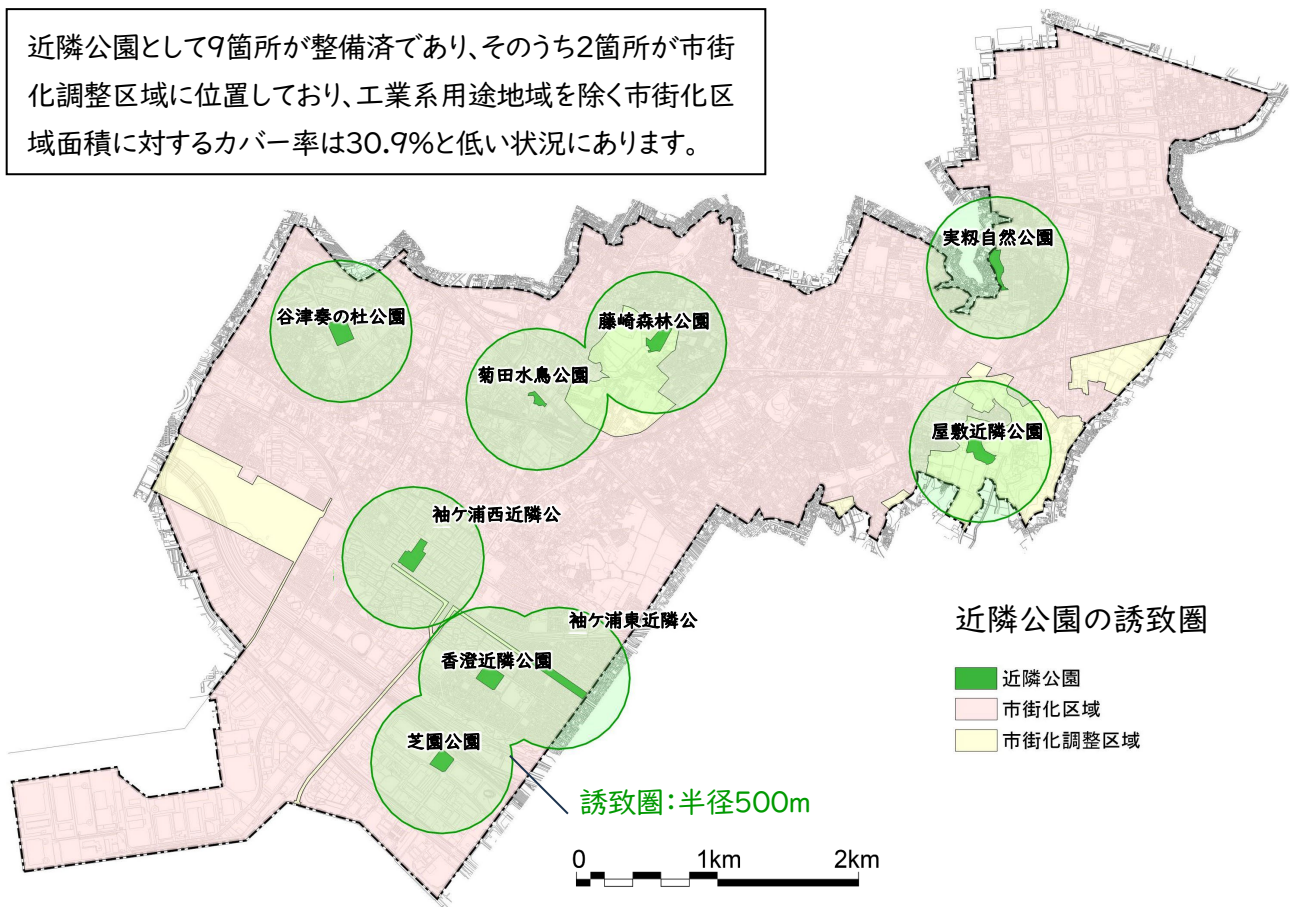
### ① 日常的な憩い・レクリエーションの場となる緑

評価の内容	具体的な緑
<p>身近な公園や特徴的な緑は、地域住民の日常的な遊び場や憩い・レクリエーション活動の場として、幅広く利用されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 街区公園、近隣公園、地区公園</li> <li>● 習志野緑地(谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園)</li> <li>● ハミングロード</li> <li>● 茜浜緑地、海浜公園</li> <li>● 学校のグラウンド</li> <li>● 社寺林・社寺境内地</li> <li>● 住宅や団地の緑</li> <li>● 谷津公園(谷津バラ園)</li> <li>● 実籾本郷公園</li> <li>● 鷺沼城址公園</li> </ul>

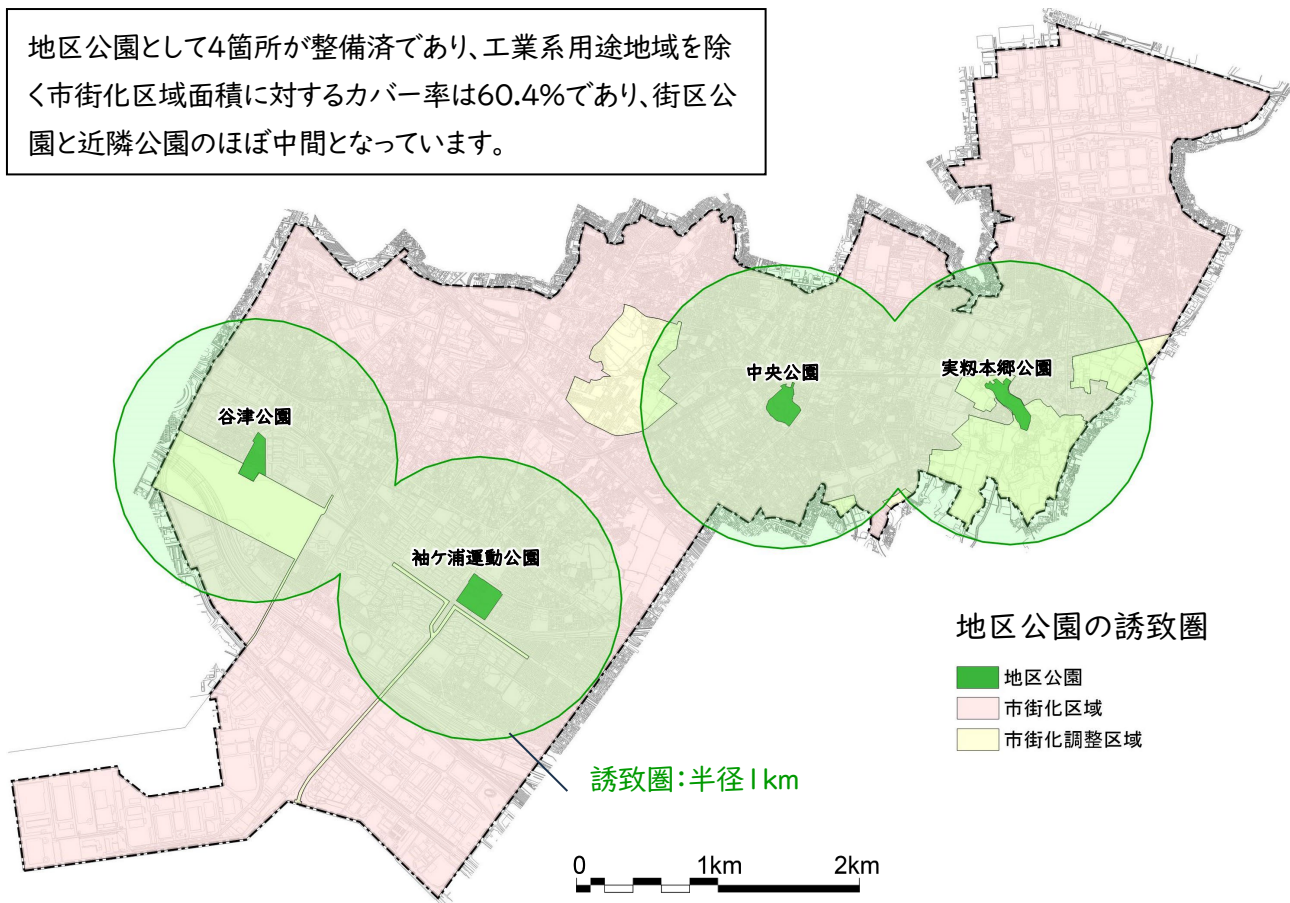
街区公園として194箇所が整備済みであり、東習志野地区や芝園・茜浜地区の工業地域、市街化調整区域を除く市街化区域の大半が誘致圏\*に含まれています。(工業系用途地域\*を除く市街化区域面積に対する誘致圏内の面積の割合(カバー率)は87.8%)



近隣公園として9箇所が整備済みであり、そのうち2箇所が市街化調整区域に位置しており、工業系用途地域を除く市街化区域面積に対するカバー率は30.9%と低い状況にあります。



地区公園として4箇所が整備済みであり、工業系用途地域を除く市街化区域面積に対するカバー率は60.4%であり、街区公園と近隣公園のほぼ中間となっています。



② 地域資源や貴重な自然とのふれあいの場となる緑

評価の内容	具体的な緑
<p>地域を代表する資源や、貴重な自然や野生動植物とふれあうことのできる緑は、レクリエーション活動の場として、緑や環境に関する学習の場として重要な役割を果たしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 谷津干潟</li> <li>● 茜浜緑地、海浜公園</li> <li>● 実籾本郷公園、実籾自然保護地区</li> <li>● 都市緑地</li> <li>● 斜面林</li> <li>● 市民農園*</li> <li>● 習志野の森</li> </ul>

③ ネットワークを形成する緑

評価の内容	具体的な緑
<p>ネットワークを形成する連続性のある緑は、レクリエーション拠点間を結び、活動の場を広げるとともに、ウォーキング等による健康づくりにも利用されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハミングロード</li> <li>● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園）</li> <li>● 緑道</li> <li>● 街路樹のある歩道</li> <li>● 京葉道路沿いの緑地</li> <li>● 実花緑地</li> </ul>

### (3) 防災系統の緑の評価

#### ① 一時避難場所・避難路となる緑

評価の内容	具体的な緑
公園や学校等を一時避難場所として指定して、地区ごとに配置しています。 その他の公園緑地や緑道等も、災害時には身近な避難の場や避難路として利用されることが考えられます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時避難場所に指定している公園、学校</li> <li>● ハミングロード</li> <li>● 緑道</li> <li>● 街路樹のある歩道、都市計画道路</li> </ul>

#### ② 災害を軽減するために役立つ緑

評価の内容	具体的な緑
地震等による急傾斜地の崩壊を抑える斜面林や、火災の延焼を防ぐ都市公園等の空闲地は、被害の軽減に役立ちます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市環境保全地区</li> <li>● 斜面林</li> <li>● 住宅や団地の緑</li> <li>● 都市公園・緑地</li> <li>● 市街化調整区域の農地</li> <li>● 谷津干潟</li> <li>● 生産緑地</li> <li>● 街路樹のある歩道</li> </ul>

#### ③ 公害を緩和するために役立つ緑

評価の内容	具体的な緑
都市公園・緑地、街路樹のある歩道等によって、市街地での公害を緩和しています。 工場内の植栽は、工場における騒音等を抑えます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園）</li> <li>● 都市公園・緑地</li> <li>● 市街化調整区域の農地</li> <li>● 街路樹のある歩道</li> <li>● 京葉道路沿いの緑地</li> <li>● 工場の緑</li> </ul>

## (4) 景観形成系統の緑の評価

### ① 自然的・歴史的景観としての緑

評価の内容	具体的な緑
地域の個性を形成するとともに、シンボルとなる自然的景観は、眺望資源としてだけでなく、地域への愛着を育む資源としても重要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 谷津干潟</li> <li>● 実籾本郷公園・実籾自然保護地区</li> <li>● 都市環境保全地区</li> <li>● 茜浜緑地、海浜公園</li> <li>● 市街化調整区域の農地</li> <li>● 斜面林</li> </ul>
地域の歴史や文化を感じることができる景観資源としては、公園・緑地のほか、社寺境内地や文化財等があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社寺林、社寺境内地</li> <li>● 藤崎森林公園</li> <li>● 鷺沼城址公園</li> <li>● 保存樹木*・名木百選、文化財</li> </ul>

### ② 身近な景観を美しくする緑

評価の内容	具体的な緑
普段の市民生活のなかでよく目にする身近な緑として住宅の緑、公共施設や駅周辺の緑等があります。屋上や壁面の緑化、工場内の緑地も、緑の美しい景観を提供しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設内にある緑</li> <li>● 駅周辺の緑</li> <li>● 民間施設内にある緑</li> <li>● 住宅や団地、商店街の緑</li> <li>● 生産緑地</li> <li>● 工場の緑</li> </ul>

### ③ うるおいと彩りを与える緑

評価の内容	具体的な緑
四季折々の美しい花や見ることができる公園・緑地の他、ハミングロードの連続した緑や実花緑地のクロマツ等の緑は、都市にうるおいと彩りを与えています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 谷津バラ園</li> <li>● ハミングロード</li> <li>● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園）</li> <li>● 実籾本郷公園</li> <li>● 藤崎森林公園</li> <li>● 鷺沼城址公園</li> <li>● 実花緑地</li> <li>● 緑道</li> <li>● 街路樹のある歩道、花壇</li> </ul>

## 5. 緑に関する活動

### (1) 自然環境の保全活動

自然環境の保全、自然環境を活かした交流・ふれあいに関して次のような取り組みを行っています。

#### ① 谷津干潟の保全対策

谷津干潟は、都市部に残された貴重な湿地として、昭和63(1988)年に国指定鳥獣保護区・特別保護地区に指定され、平成5(1993)年には、干潟としては日本で初めて、ラムサール条約に登録されています。

##### 【環境省の取り組み】

平成22(2010)年度から令和元(2019)年度まで、鳥類の採餌環境の改善等を図ることを目的に「国指定谷津鳥獣保護区保全事業」として、アオサの吹き寄せ対策(杭やオイルフェンスの設置、嵩上げ)、水路の堆積物除去、干潟の嵩上げ等の様々な方法で、干潟の保全や周辺環境改善に向けた取り組みを実施しました。

平成31(2019)年3月には干潟内にある水路の堆積物除去作業を行い、同年冬には干潟内の自然環境改善のために嵩上げ工事を実施しました。

令和2(2020)年度以降は、底質\*や底生生物\*等、干潟内の環境変化のモニタリングを実施しています。

##### 【本市の取り組み】

管理者である環境省が主体的に保全事業を行うよう働きかけるとともに、近隣住民や保護団体からの要望等を受けた際は管理者との調整を図る等の支援を行っています。

併せて、習志野市谷津干潟自然観察センターを中心として、環境保全につながる取り組みを普及させるとともに、干潟や鳥類をはじめ、自然環境の重要性について、周知、啓発を続けています。



谷津干潟

## ② 習志野市谷津干潟自然観察センター

谷津干潟自然観察センターは、野鳥の観察や環境学習を行うための施設として、平成6(1994)年7月に開設されました。

谷津干潟自然観察センターには、谷津干潟を一望できる観察フロアやビデオ上映等を行うレクチャールーム、野鳥の休息地となる淡水池等があり、レンジャーによる観察案内も行っています。



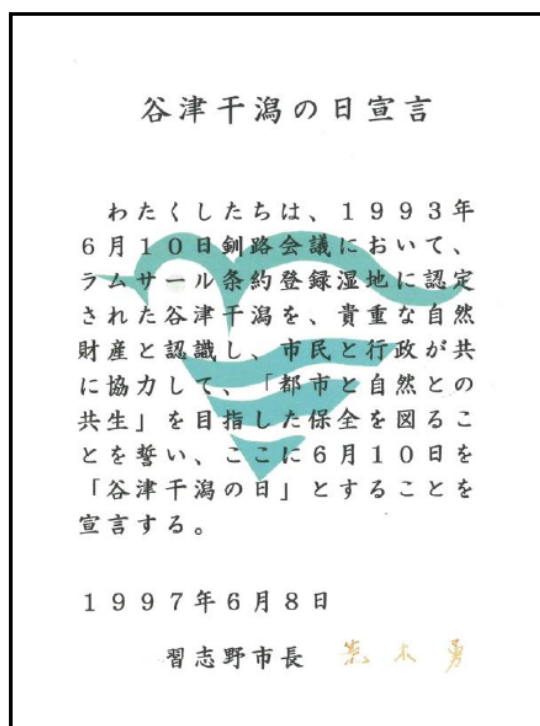
谷津干潟自然観察センター

## ③ 谷津干潟の日行事

谷津干潟を貴重な自然財産と認識し、市民と市が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、ラムサール条約登録湿地に指定された6月10日を「谷津干潟の日」とすることを平成9(1997)年に宣言し、その後、平成11(1999)年に制定した環境基本条例第7条において「谷津干潟の日」を規定しました。

毎年6月には谷津干潟の日を記念し、様々なイベントを開催しています。

また、市民ボランティア等による清掃活動も実施しています。



谷津干潟の日宣言

## ④ ブリスベン市との湿地交流

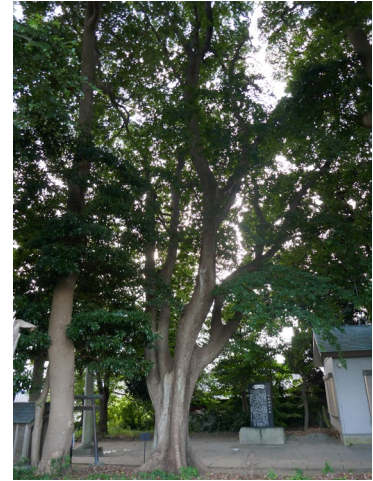
オーストラリア連邦クイーンズランド州ブリスベン市には、谷津干潟と同じくラムサール条約に登録されているブーンドル湿地があり、本市とブリスベン市は、シギ・チドリ類の保護や湿地の保全を目的として、平成10(1998)年2月25日に「湿地の保全に関する協定」を締結しました。

その後、協定の実現を円滑に進めていくため、第1次から第3次までの「5カ年行動計画」に調印し、湿地交流を続けてきました。現在は5年間の計画期間を廃止し、平成29(2017)年2月に調印した「長期実施計画」に基づき、湿地や渡り鳥の情報交換、市民ボランティアを中心とする訪問交流等を行っています。

## ⑤ 習志野市名木百選事業

市民の樹木への関心を高め、身近な自然とのふれあいの場を提供するため、市民から推薦された樹木の中から、樹木の専門家や市民による「習志野市名木選定委員会」で選定した樹木について、平成14(2002)年11月15日に「習志野市名木百選」として75本を指定しました。(倒木や枯れ木により令和7(2025)年3月末現在66本)

また、これらの名木について、より身近に親しんでいただけるよう、各地域別の観察コースと名木の詳細及び地域のチェックポイント等を紹介した散策マップを作成しています。



子安神社 タブノキ

## ⑥ 自然保護地区等の保全

宅地開発等により既存の緑が減少していることから、自然景観に優れた地区の保全、市内に点在する斜面地の樹林や社寺林の保全、美観風致を維持するための樹木の保護を推進していくため、昭和47(1972)年7月に制定した「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木を指定し、本市に残された貴重な自然の保全に努めています。

### 【自然保護地区】

谷津田と呼ばれる自然景観にすぐれた原風景が広がっている本市北東部の実籾地区について、平成4(1992)年8月に農家の協力を得て、自然保護地区として指定しました。

この地区では、保護団体による休耕田の復元、田植えや稲刈りが行われています。



実籾自然保護地区

### 【都市環境保全地区】

市内に点在する斜面林や社寺林は、数少ない自然の一つで、身近な緑になっています。令和7(2025)年3月末現在22カ所54,047㎡を都市環境保全地区として指定し、保全に努めています。

### 【保存樹木】

点在する個々の樹木も貴重な緑であり、本市の歴史を伝える、重要な役割も担っています。保存樹木として、令和7(2025)年3月末現在9本(5種類)を指定しています。

## (2) 身近な緑化、普及啓発活動

身近な緑化の推進や緑の普及・啓発活動として次のような取り組みを行っています。

### ① 地域花壇、道路緑化及び事業所緑化

活動	活動の概要
地域花壇	街角を緑化し、生活に潤いと豊かさを与えるために、花壇を設置しています。また、花いっぱい花壇づくり事業として、町会等に花苗等の交付を行っています。
道路緑化	都市景観の向上を図り、快適な環境を確保するとともに、道路の緑陰により歩行者に清涼感を与えるために、道路の緑化を行っています。
事業所緑化	事業所、特に工場は自然保護及び緑化の推進に関する条例に基づき、敷地面積の20%以上の緑地の確保が必要であり、事業者に対し、敷地内の緑化を推進するよう指導するとともに、緑化協定*の締結を求めています。

### ② 「アジサイ」の苗木の配布

家庭緑化の一環として、子どもの誕生を記念し、市の花「アジサイ」の苗木を配布しています。

### ③ 習志野市緑のふるさと基金

「習志野市緑のふるさと基金」（「習志野市緑のふるさと基金条例」（平成5（1993）年3月制定））は、本市の市街化が進む中、本市の街づくりの基本理念である、文教住宅都市憲章に定める、つややかな緑を守るため、民有地緑化の推進と合わせ、暮らしの中で緑を育て、緑への愛着を持つ心を養い、次世代に伝えていくため、市民と市が協力して、緑豊かなまちをつくることを目的としています。

事業	事業の概要
緑化普及啓発（花の種子配布）事業	市民の緑化運動に対して支援し、都市緑化の啓発活動を展開し、緑豊かなまちづくりの推進を図ることを目的に、花の種子の配布を行っています。
桜の苗木の植樹	千葉県緑化推進委員会（旧千葉県さくらの会）の事業により、無償にて提供される桜を市内公共施設に植樹しています。
わたしの街みどりづくり事業	毎年実施する緑の募金運動により集められた募金額の一部を活用し、地域の緑化運動の活性化を図ることを目的として、市内の緑地の整備を行っています。

### (3) 市民団体等による活動

本市では、主に以下のような自然保護団体や個人による活動が行われています。

団体等	活 動 の 概 要
自然保護団体や個人	・谷津干潟を守り、野鳥の観察・保護をする活動
市民団体や地元町会	・千葉大学腐敗研究所跡地（泉町3丁目）での、生態系を含めた「習志野の森」保存活動 ・海辺の定期的な清掃活動 ・子ども達への遊び場を公園に創出するプレーパーク*の設置活動
地元保護団体	・実籾本郷公園周辺の樹木の育成保護、稲作りや水生動植物を育む環境づくりの活動
自然保護団体	・休耕田を復元し、親子での稲作体験を通して谷津田のすばらしさを伝える活動

## 6. 緑に関する課題

### (1) 環境保全系統の緑の課題

#### 【近年の社会動向】

- ・本来、自然環境が有する多様な機能を社会の様々な問題に活用するグリーンインフラの考え方や持続可能な開発目標（SDGs）等、新たな視点に基づく緑の保全と育成、活用を検討することが必要です。
- ・市民生活を豊かにする生態系サービス（様々な自然の恵み）を将来に渡り持続的に享受するため、生態系や生物多様性の保全に取り組むことが求められています。

#### 【緑に関するアンケート】

- ・今後の緑のまちづくりにおいて重視することとして、回答者の約半数が「優れた自然環境の保全と活用」をあげています。（49.2%）

- まとまりのある緑や特徴のある緑等、拠点性の高い緑を中心とする緑のまちづくりの骨格を形成することが必要です。
- 谷津干潟は、本市のシンボルである自然環境として、今後も保全を図ることが必要です。
- 旧鴛田家住宅や谷津田の残る実籾本郷公園・実籾自然保護地区は、歴史と自然が調和した貴重な緑の姿を継承し、保全を図っていくことが必要です。
- 都市環境保全地区や保存樹木の他、社寺林や斜面林、名木百選等、習志野らしい貴重な自然環境の保全を図ることが必要です。
- 旧大沢家住宅のある藤崎森林公園は、谷津地形の水辺と樹林を活かした公園であり、貴重な歴史と自然を受け継いでいけるよう、適切な保全策を図ることが必要です。
- 都市部の農地は食料の供給、防災、良好な景観等、多様な機能を有する緑地として位置づけられているため、その計画的な保全を図ることが必要です。



実籾本郷公園

## (2)レクリエーション系統の緑の課題

### 【近年の社会動向】

- ・都市公園は、人中心のまちづくりの中で個人と社会の「well-being」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、他機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められています。
- ・民間活力による新たな都市公園の整備手法である公募設置管理制度（Park-PFI）や、都市公園のリノベーションを促進する制度が設けられています。
- ・都市公園のストックの増加に伴い、遊具等の施設の更新や樹木のせん定等に必要となる維持管理費も増大しつつあります。

### 【第二次改訂計画の目標の達成状況】

- ・住区基幹公園のカバー率は高い水準にありますが、街区公園は小規模なものも多く、身近で多様なレクリエーションが行える近隣公園・地区公園が不足しています。
- ・市民一人あたりの都市公園等の面積は9.0㎡/人であり、長期目標値（令和7（2025）年度）である12.3㎡/人の73%に留まっています。

### 【緑に関するアンケート】

- ・今後の緑のまちづくりにおいて重視することとして、回答者の約半数が「既存公園の維持管理・運営」をあげています。（49.9%）
- ・公園に期待することとして、回答者の半数以上が「ゆっくり休憩や休息ができる施設がある公園」をあげています。（54.8%）
- ・緑の量や質に関する評価は、居住地区による差異が大きく「袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園」で高く、「藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台」では低くなっています。

- 習志野緑地は、市外からも多くの人々が利用する大規模公園であり、引き続き魅力の向上を図っていくことが必要です。
- 公園の整備水準や誘致距離等も踏まえて市域全体にバランス良く公園を配置することが必要です。
- 今後とも施設の更新や樹木の老朽化・巨木化等により既存公園の維持管理費が増大する一方、維持管理の担い手の減少や高齢化が見込まれるため、維持管理費の削減に資する、効率的で効果的な対策のあり方を検討していくことが必要です。
- 市民一人あたりの目標値は、計画期間を越えた長期的な視点から設定する目指すべき目標値と、計画期間内での実現可能性を考慮した目標値を分けて検討することが必要です。
- 公園づくりにおける市民参加や企業の協力を図り、多様なニーズに応えることのできる公園とし、だれもが安全で安心な公園利用ができるよう、公園を整備することが必要です。
- 市民が身近に自然とふれあう機会が得られるよう、豊かな自然や水辺の活用、農地の保全を図ることが必要です。
- 茜浜・芝園の東京湾に面する海浜部は、レクリエーション空間として、良好な景観等を生かした活用を図ることが必要です。

### (3) 防災系統の緑の課題

#### 【近年の社会動向】

- ・近年、地球温暖化等を背景とする気候変動と相まって、大規模自然災害の発生リスクが高まりつつあり、災害防止、避難地や避難路としての緑の重要性も更に増しています。

#### 【緑に関するアンケート】

- ・公園に期待することとして、回答者の半数以上が「災害時の避難場所や活動拠点となる公園」をあげています。(55.9%)
- ・今後の緑のまちづくりにおいて重視することとして、回答者の約半数が「防災に役立つ緑」をあげています。(43.9%)

- 地域防災計画と連携を図りながら、防災公園\*の整備を推進していく必要があります。
- 幹線道路等への街路樹植栽や、緑道の整備を推進し、防災機能の向上を図ることが必要です。
- 市街地における農地は、都市型水害の軽減や、防火帯・災害時の一時避難場所としての機能が期待できることから、保全を図っていく必要があります。



秋津1号緑道

## (4) 景観形成系統の緑の課題

### 【近年の社会動向】

・平成16(2004)年に景観法\*が制定されてから20年が経過し、景観行政団体\*は816団体、景観計画\*を策定した団体は666団体(いずれも令和6(2024)年3月31日現在)に増加しており、人口減少社会において都市のあり方が変化しつつある中で、都市の魅力を高め個性化を図るうえで、地域の特徴ある景観を守り・創り・育む「景観まちづくり」の重要性が高まりつつあります。

### 【緑に関するアンケート】

・今後の緑のまちづくりにおいて重視することとして、回答者の約半数が「干潟や海辺の保全と活用」をあげています。(43.5%)

- ハミングロードは、未整備区間の整備や植栽環境の充実、優れた歩行空間の確保等を進めることで、魅力ある景観の形成を図ることが必要です。
- 谷津田や大きくまとまった農地は、市民にうるおいやすらぎを与えてくれる景観であり、貴重な田園景観の保全を図ることが必要です。
- 斜面林や社寺林は、緑豊かな景観を形成していますが、これら民有地である樹林については、伐採や開発により消失しないよう、緑地としての持続性を確保するための方策を検討することが必要です。
- 鉄道の駅周辺は、まちの顔となる都市景観の形成を図るため、花や緑を取り入れた美しい景観形成を図っていくことが必要です。
- 地域の個性を活かした都市景観を形成していくため、公園や道路の他、住宅地や商店街、事業所や工場についても、緑の創出を図っていくことが必要です。



JR津田沼駅南口

## (5) 緑のまちづくりを推進するための課題

### 【近年の社会動向】

- ・民間活力による新たな都市公園の整備手法である公募設置管理制度（Park-PFI）等、パートナーシップの公園マネジメント\*による利活用が推進されています。
- ・官と民が両輪となってグリーンインフラを推進することにより、「自然と共生する社会」の実現に取り組むことが求められています。

### 【緑に関するアンケート】

- ・緑の基本計画について、「知っているし内容も知っている」はわずか2%であり、「聞いたことはあるが内容は知らない」を含めても23%に留まっています。
- ・緑のまちづくり活動について、参加したことが「ある」は15%に留まっており、参加しない理由については、7割以上が「活動内容を知らない」をあげています。

- 本市は、平成25（2013）年に景観行政団体に移行していますが、景観計画は未策定となっています。緑豊かなまちづくりを推進するため、必要に応じて景観法等の活用を図ることが必要です。
- 緑をテーマとした環境学習や市民のための緑の相談員育成等の啓発活動、また様々なメディアを利用した情報発信の強化を図っていくことが必要です。
- 市民団体の活動支援を進めていくことが必要です。
- 市民に親しみのある緑を育てるため、様々な緑化活動や公園等の維持管理に対して市民が参加しやすい施策を検討し、推進していくことが必要です。
- 緑の現状について詳細に把握するため、大学や市民との協働による調査や研究を行うことが必要です。
- 多様化する市民のニーズに対応するため、公園緑地の管理における指定管理者制度\*等の活用を図る等、新しい手法の導入を検討することが必要です。
- 自然環境や歴史的環境の保全に対する市民意識の啓発を図るため、緑に関する活動等を継続的に行うことが必要です。
- NPO法人や企業（企業の社会的貢献）等、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の取り組みを公的に位置づける「みどり法人制度の拡充」、都市部における空地等の公園的な活用を民間主体で行う「市民緑地認定制度\*の創設」等、都市緑地法の改正を生かした新たな検討を図ることが必要です。
- 民間主体による再開発等の気運が高まった場合には、民間活力を生かした緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進していくことが必要です。



市民参加によるワークショップ

